平成２８年６月２日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：外国人留学生の受入れ等に関する監査）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

外国人留学生の増加と業務の多様化に対する本学の指導及び支援体制の整備状況の把握及び検証

（１）国費外国人留学生の受入れ等に関する諸手続き
（２）留学生宿舎の入居申請等に関する諸手続き
（３）チューター制度に関する諸手続き
（４）在留資格等の把握及び管理に関する諸手続き
（５）その他

２．監査対象部局

文学研究科・文学部、教育学研究科・教育学部、法学研究科・法学部、
経済学研究科・経済学部、理学研究科・理学部、医学系研究科・医学部、
歯学研究科・歯学部、工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、
国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、
教育・学生支援部（留学生課）

計１４部局

３．監査実施期間

平成２７年１０月２６日～平成２７年１１月１９日

４．主な監査手続

（１）国費外国人留学生の受入れ等に関する書類の閲覧及び質問
（２）留学生宿舎の入居申請等に関する書類の閲覧及び質問
（３）チューター制度に関する書類の閲覧及び質問
（４）在留資格等の把握及び管理に関する書類の閲覧及び質問
（５）その他

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

２０２０年を目処に３０万人の留学生の受入れを目指す「留学生３０万人計画」が、文部科学省ほか関係省庁によって２００８年7月２９日に策定された。

本学においても、里見ビジョンの重点戦略「グローバルな修学環境の整備」の主要施策として外国人留学生の戦略的受入れを掲げており、重点的な地域・分野・プログラム等を内容とする留学生受入れ戦略のもと、留学生の増加に向け、留学生へのサポート業務を一元的に実施している国際交流サポート室を置く教育・学生支援部留学生課及び各部局の留学生担当部署を中心に、留学生の教育プログラムの充実と留学生に対する様々な支援等、包括的国際化推進体制の強化を図っている。

このため、外国人留学生の増加と留学生業務の多様化に対する本学の指導及び支援体制の整備状況を把握し、検証する観点から、国費外国人留学生の受入れ、留学生宿舎の入居申請等、チューター制度、在留資格の管理等に関する諸手続きが、規程等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

（１）国費外国人留学生の受入れ等に関する諸手続き

国費外国人留学生の手続きは、全て在外日本国大使館又は日本国内の大学等を通じて行われることとなっており、「大使館推薦」「大学推薦」「国内採用」によって募集が行われている。

国費外国人留学生の募集が行われた際は、国費外国人留学生採用希望者が応募の機会を逃すなどの不利益を被ることのないよう、学内、部局内に確実に周知するとともに、遺漏なく事務手続きを行う必要がある。

また、上記の募集方法のうち、特に「大使館推薦」による国費外国人留学生の受入れに当たっては、受入れ予定の学生をよく知らないまま受入れ内諾を行い、入学後に学力等の問題で留学生との間にトラブルが生じることのないよう、国費留学希望者が希望する研究分野が合致しているかを確認したうえで、出来る限り入念な学力審査を実施し、部局として受入れ内諾を行う必要がある。

さらに、受け入れた国費外国人留学生に学籍異動等（休学、退学、早期終了、指導教員の変更等）が生じた場合は、その後の国費外国人留学生の学生生活等で当該留学生が不利益を被ることのないよう、遺漏なく事務手続きを行う必要がある。

このため、各部局における国費留学希望者の受入れ手続き及び国費外国人留学生の学籍異動等の事務手続きについて、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、適正に処理されていた。

（２）留学生宿舎の入居申請等に関する諸手続き

本学では、外国人留学生用の宿舎として、東北大学国際交流会館（三条第一会館、三条第二会館、東仙台会館）及びユニバーシティハウス（三条、三条Ⅱ、

片平）を提供しているが、今後、更なる留学生の大幅な受入れ増が見込まれることから、青葉山新キャンパスに新たにユニバーシティ・ハウスを整備する計画がある。

しかし、入居希望数から見ると極めて不足している状況にあるため、国際交流サポート室において可能な限り民間アパートの確保に努めているが、震災以降の仙台圏の賃貸物件の不足と賃料の上昇により、留学生の入居に適した物件の確保が困難な状況が続いている。

このような状況にあっても、外国人留学生が持つ本学の就学環境に対するイメージを下げることのないよう、留学生宿舎の入居申請に当たっては、留学希望者に前もって必要な情報を提供し、選考に当たっては、留学生間の公平性が保たれるような割り振りが行われなければならない。

また、留学生宿舎の入居申請等に関する諸手続きは、国立大学法人東北大学国際交流会館規程、国際交流会館規程細則及び東北大学ユニバーシティ・ハウス管理運営規程によるもののほか、東北大学国際交流会館及びユニバーシティ・ハウス外国人留学生入居者募集要項に基づき行うこととなっているが、留学生が学生生活上不利益を被ることのないよう、規程等に則らない事務手続きが形骸化していないかを確認する必要がある。

このため、各部局における留学生宿舎の入居申請等の手続きについて関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、適正に処理されていた。

なお、本件に関する「本部事務機構への意見等」を、Ⅲ改善要求等２．本部事務機構に対する意見において記載することとする。

（３）チューター制度に関する諸手続き

外国人留学生に対し、学習、研究及び日常生活の支援活動を行うチューターは、多くの留学生にとって一対一で付き合う最初の日本人又は留学生の先輩であり、その活動内容は多岐にわたり、本学の留学生施策を実施する上で重要な役割を担っている。

チューター制度に関する諸手続きは、「東北大学チューター制度実施要項」及び関係通知に基づき行う必要があるが、チューターの委嘱やチューター謝金の支払いを巡るトラブルにより、チューターが不利益を被ることのないよう、規程等に則らない事務手続きが形骸化していないかを確認する必要がある。

このため、各部局におけるチューターの委嘱からチューター謝金支出までの手続きについて、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

なお、本件に関する「本部事務機構への意見等」を、Ⅲ改善要求等２．本部事務機構に対する意見において記載することとする。

（４）在留資格等の把握及び管理に関する諸手続き

平成２４年７月に新しい在留管理制度がスタートし、法務大臣が我が国に在留資格を持って中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握し、対象者には、在留資格や在留期間等が記載された「在留カード」が交付されることとなった。

また、本学は、入管法第１９条の１７に基づき、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならないと規定されている。

在留資格とともに決定された在留期間を超えて在留する外国人留学生に対し、在留期間更新の手続きを促すなどの適切な指導が行われないまま在留期間が過ぎてしまった場合には、不法在留となる恐れがあるため、本邦に在留している者については、入学の志願を受理する時又は選考を行う時に、在留カード等を提示させ、可能な限り在留資格や在留期間を確認する必要がある。

このため、各部局における外国人留学生の在留資格等の確認方法及び管理方法について関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、適正に処理されていた。

なお、大学職員には法令に基づく提示請求権は与えられていないが、今回の往査で確認した全ての部局において、在留カード等の提示を拒否されるなどで在留資格や在留期間が確認できなかった事例はなかった。

また、在留資格認定証明書（ＣＯＥ）Ｗｅｂ申請システムは、導入されて間もなく、監査時点において一部の部局では利用開始となっていなかったため、今後、本システムが有効に機能しているかどうかについて、改めて確認する必要があると思われる。

（５）その他

その他、監査の過程において、外国人留学生受入れの際に取得する「誓約書」の取扱いや、特別訪問研修生の受入れに関する手続きの一部に、２．指摘事項に示すとおり、一部不適切な事務処理が見受けられた。

なお、本件に関する「本部事務機構への意見等」を、Ⅲ改善要求等２．本部事務機構に対する意見において記載することとする。

２．指摘事項

① 改善事項　なし

② 注意事項　７件

（内訳）

１（３）関連

〇チューターの委嘱について　４件

１（５）関連

〇特別訪問研修生の受入れについて　１件

○誓約書等の提出について　　２件

Ⅲ　改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

「Ⅱ．監査結果の要約　２．指摘事項②注意事項」については、重要性の観点から「改善計画（状況）回答書」の提出は要求しないが、改善に向けた取り組みを要請する。

２．本部事務機構に対する意見

（教育・学生支援部）

○　留学生宿舎関係規程について

留学生宿舎の居住期間について、規程上の居住期間と募集要項上の居住期間が異なる個所が見受けられた。

規程と実際の運用との乖離は、様々な混乱が生じる原因となるため、学内規程は、法改正や学内方針等の変更に合わせて常に見直しが必要であると思われる。

（教育・学生支援部）

○　チューター制度について

部局における事務手続きを確認したところ、手順や一部の様式が学内で統一されておらず、チューターが行う支援内容にもばらつきがあった。

事務手続きに係る学内ルールや、チューターが行う外国人留学生に対する支援は、部局の特性や留学生の学生身分に配慮しながらも、可能な限り全学で統一的な運用を図る必要があり、チューターの資質向上や、チューターが直面する様々な悩みやトラブルなどをサポートする全学的な体制の整備が必要と思われる。

１（３）にも記載したとおり、チューターは本学の留学生施策を実施する上で重要な役割を任っていることから、チューターを対象に、チューターに求められる資質、留学生への効果的な支援方法、各種手続き等に関する全学的な研修やガイダンスの機会を定期的に設ける必要があると思われる。

（教育・学生支援部）

○　部局事務担当者に対するフォローアップ体制の構築について

今回の内部監査（外国人留学生の受入れ等に関する監査）において、部局における留学生業務に関する事務手続きを確認したところ、複数の部局において、留学生を受け入れる際に取得することとなっている「誓約書」の取扱いや、特別訪問研修生の受入れ等に関して、誤認によると思われる不適切な事例が見受けられた。

これまでも教育・学生支援部留学生課においては、各種通知等のほか「手続き

＆様式集」を整備するなど、部局事務担当者に対する留学生業務に関する指導、助言体制の整備を図ってきたところであるが、部局における運用状況を適切に把握する体制を構築する必要があると思われる。

よって、本部事務機構（教育・学生支援部）に対し、「改善計画（状況）回答書」により当該事項に対する具体的な取組についての回答を要請する。

別紙

監査事項一覧（外国人留学生の受入れ等に関する監査）

（１）国費外国人留学生の受入れ等に関する諸手続き
- 国費外国人留学生の受入れ手続きについて
- 国費留学生の学籍異動等に伴う手続きについて

（２）留学生宿舎の入居申請等に関する諸手続き
- 留学生宿舎の入居申請手続きについて
- 留学生宿舎の入居許可について
- 留学生宿舎の寄宿料等の徴収について
- 留学生宿舎の緊急時のマニュアルについて
- 留学生住宅保証制度について

（３）チューター制度に関する諸手続き
- チューターの委嘱から謝金支給までの手続きについて
- 東北大学チューター制度実施要項について

（４）在留資格等の把握及び管理に関する諸手続き
- 在留資格等の確認方法について
- 法務大臣への届出について
- 在留資格認定証明書 Web 申請システムの利用状況について

（５）その他
- 外国人留学生向け情報の周知方法について
- 誓約書の提出及び管理方法について
- 特別訪問研究生の受入れについて
- 学務情報システムの運用について
- その他